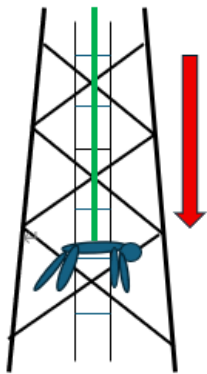


死亡労働災害速報（令和7年7月）

（建災防宮城県支部）

鉄塔から墜落し、宙づりになった男性が死亡 労働者性不詳			
発生年月	令和7年7月21日(月) 午後1時30分頃		
業 種	不詳	事業場規模	不詳
事故の型	墜落・転落	起 因 物	建築物、構造物
発生状況	7月21日(月)午後1時30分頃、石巻市鮎川浜にある船舶用無線中継所の鉄塔(高さ約15m)を下りようとしていた男性(81歳)が、高さ10m前後の箇所から足を踏み外して墜落し、地面には激突しなかったものの、宙づり状態となりました。 119番通報から約2時間後、男性は救助され、病院に搬送されましたが、死亡が確認されました。 (各種報道資料より)		
災害防止対策	(関係機関で調査中であり、基本的事項を含めて、類似災害に係る一般的な注意事項を記載します。また、事故の原因を記載しているものではありません。) - 高さ2m以上の場所での作業の場合、適切な作業床、足場を設け使用させること。 - 手すりを設けることが困難、臨時に取り外す、墜落・転落のおそれがあるといった場合は、親綱を張るなどにより、現場の状況を踏まえ、確実に安全が確保できる墜落制止用器具(安全帯)の使用を徹底すること なお、高さ6.75m以上の場合には、ランヤード(ショックアブソーバを含む。)を適切に接続した「フルハーネス型」を使用し、万一の墜落時に作業者に加わる衝撃荷重を低減させるとともに、身体を支持する機能を有するものとする。 - 万が一の墜落・転落に備えて、安全ネットの設置、ロリップ・安全ブロックの使用など二重、三重の対策を図ること。 - 作業主任者、作業指揮者は、作業者の安全帯、保護帽などの使用状況を監視し、適切な使用を維持させること。 - 高所作業については、作業の安全を含めて、熟練した作業者に任せることが望ましいこと。 また、日頃から作業者の健康管理に留意し、睡眠不足、アルコールが残っているなど体調がすぐれない者には高所作業を行わせないこと。 加えて、夏場は熱中症対策(改正安衛則6/1～)に万全を期すこと。 - 関係労働者に対し、その危険性、安全作業手順など必要な事項の教育を行うこと。 - 工事内容、地形など様々な作業環境を踏まえたリスクアセスメントを行い、危険の洗い出しと低減措置を具体的に作業計画に盛り込むこと。 - 強風、大雨などの悪天候時には、高所作業を中止することが望ましいこと(安衛則第517条の3、第522条 etc に悪天候時の作業禁止規定があります。) - 当日作業開始前のミーティング・KYTなどで作業内容・安全対策を確認すること。		



災害イメージであり、実際とは異なります。

